

スーパー定期「京信ソーシャル・グッド預金」

(2024年4月1日現在)

商品名	スーパー定期「京信ソーシャル・グッド預金」		
取扱期間	2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月) ※予定販売額の1,000億円に達した時点で取扱いを終了させていただきます。		
販売対象	法人、個人のお客様で当預金の趣旨にご賛同いただける方		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・当預金は、「世の中を少しでも良くしたい」というお客様の想いを、以下の6つのテーマの中から1つお選びいただき、ご資金をお預かりする定期預金です。 テーマ:「地域」「文化」「医療・福祉」「教育」「環境」「働き方」 ・お預かりしたご預金は、6つのテーマの課題解決に貢献する地域企業の融資に振り当てられます。(地域企業とは、「ソーシャル企業認証制度 S認証」(注1)の認証企業及び、当金庫が別途認めた企業です。) ・6つのテーマ毎に地域企業の取組を当金庫ホームページで公開します。さらに、ご希望の預金者には当金庫の定めるSNSを通じて、企業の取組を含む様々な情報を提供するだけでなく、企業と出会う場や、セミナー・体験プログラムなどをご案内いたします。 		
期間	1年		
種類	自動継続		
継続区分	利払式のみ		
商品	一般／総合口座		
預入 (受入)	預入(受入) 方法	一括預入	
	預入金額	1万円以上	
	預入単位	1円単位	
払戻(支払)方法	満期日以後に一括して支払います。		
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入日のスーパー定期1年もの金額階層別店頭表示金利を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は継続日におけるスーパー定期1年もの金額階層別店頭表示金利を適用します。 ・京信ポイントサービス(注2)をご利用の個人のお客様は、金額10万円以上のお預け入れで、上記金利に預入日(または継続日)における京信ポイントサービスの適用ステージに応じた金利を上乗せいたします。 	
		満期日以後に一括して支払います。	
	計算方法 (頻度)	付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算。	
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 		

手数料	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優利用資格を有する個人のお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。 ・個人のお客様は「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした金利)。
満期前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・解約時預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日の普通預金金利 ・解約時預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 解約する預金の約定金利の50%となります。 ただし、解約日の普通預金金利を下回るときは、解約日の普通預金金利とします。
金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。

(注1)「ソーシャル企業認証制度 S認証」とは、ESG経営や社会課題の解決を目指す企業に対し、経営方針や事業内容、社会的インパクトなどを基準に、評価・認証を行う制度です。

詳しくはソーシャル企業認証制度 S認証ホームページ(<https://besocial.jp/>)をご覧ください。



(注2)京信ポイントサービスについては、預金商品概要説明書(別表1～8)をご確認ください。または、窓口までお問い合わせください。